

**公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構**  
**令和3年度 第7回理事会 (ZoomによるWeb会議) 議事録**

1. **開催日時** 令和3年12月10日(金) 10:30~12:13
2. **開催場所** 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構事務室 (Zoom Web 会議)
3. **出席者**  
(理事) 奥田 真弘、久保田 理恵 (11:19退室、11:29入室)、崔 吉道、田辺 功  
(12:13退室)、俵木 登美子 (10:48退室、11:27入室)、狭間 研至  
林 昌洋、藤垣 哲彦、安原 真人、山田 勝士、吉田 武美  
(監事) 齊藤 勲、三輪 亮寿  
(来賓) 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 太田 美紀薬事企画官/医薬情報室長  
(事務局) 清水 亨事務局長、田中 美香、鈴木 春美  
(双方向の円滑で意思疎通が可能な手段 (Zoom Web 会議) により参加)

**4. 議 案**

審議事項

- (1) 第1号議案 G16 (一社) 日本女性薬剤師会の認証更新申請に関する件
- (2) 第2号議案 クレジットカード取扱規程(案)に関する件

報告事項

- (1) 代表理事及び業務執行理事の業務執行状況の報告
- その他

**5. 事前配布資料**

- (1) 第1号議案 G16 (一社) 日本女性薬剤師会の認証更新申請に関わる認定制度委員による評価結果の総括報告書他
- (2) 第2号議案 イ. 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構クレジットカード取扱規程(案)  
ロ. 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構クレジットカード取扱規程修正(案)及びコメント
- (3) 代表理事及び業務執行理事(認証担当)の業務執行状況報告書

**6. 議事概要**

清水事務局長が開会を告げ、理事各位を点呼し、出席者の確認を行った。理事総数15名中11名が出席で、定款第30条に基づく過半数に達しており理事会は成立していることを告げた。また、齊藤監事と三輪監事の出席も点呼により確認し、厚生労働省医薬・生

活衛生局太田 美紀薬事企画官が出席されていることを確認した。

吉田代表理事の挨拶があり、太田薬事企画官の出席に謝辞を述べ、自己紹介と最近の薬務行政のご紹介をお願いした。太田薬事企画官から、改正薬機法の施行による認定薬局制度の開始など、最近の薬務行政に関する概要の説明があった。次いで配布資料の確認を行った後、理事会規程第5条第3項により、代表理事が議長となり、議事を進めた。議長が、議事進行の前に、すでにメールでお知らせしているが、来年1月末と2月末に書面理事会、2月18日（金）と3月4日（金）にZoomによるWeb会議での理事会を予定しているので、出席をお願いする旨を述べた。ZoomによるWeb会議の時間の質問があり、10時半の予定であるとの回答があった。

## 《審議事項》

### (1) 第1号議案 G16 (一社) 日本女性薬剤師会の認証更新申請に関する件

議長より、本議案に関連して、俵木理事は日本女性薬剤師会の特命理事であり、定款 30 条に基づく特別な利害関係に当たることから審議に加わらない旨の連絡を受けており、一旦退室されることを告げた。

議長より、山田認証担当理事から本議案に対する説明を求めた。山田認証担当理事から事前配布資料の評価結果総括報告書、肯定的評価、評価コメント及び回答、認証更新申請書及び各種付属資料を共有画面に示しながら、詳細な説明がなされた。総合評価として本制度に対する評価委員からの評価は高く、熱意をもって女性薬剤師の生涯学習を牽引していることから、更新を承認したいと報告した。

本説明と報告の後、出席されている久保田理事も特命理事となっているのではとの質疑があり、利益相反に関する意見交換がなされた。議長より、今回は特命理事という同一名称であり、議決からは外れていただくこととし、一時退室をお願いし、退室確認の後に理事会は成立していることを述べ、議決に入った。

質疑応答の後、議長より本議案について諮ったところ、全員異議なく本申請の認証更新が承認された。

本議案の審議終了後、久保田理事及び俵木理事が再入室された。

利益相反 (COI) に関する取り決めに関しては事務局の方で検討し、今後、理事会に提案することになった。

### (2) 第2号議案 クレジットカード取扱規程 (案) に関する件

議長より、本議案に関して説明がなされた。事前配布資料の修正 (案) 及びコメントを基に、提案理由を述べ、目的以下の各条文とそれに対するコメントへの回答に関して説明を行

った。本説明と回答に対する質疑応答の結果、条文中の管理責任者とカード使用者の関係が不明確であることや罰則条項の追加などの文言や条文等の追加修正が必要であること指摘された。議長より、本議案は指摘された文言や条文の内容等を総務担当理事とさらに検討していくとし、取り下げるとした。

本議案に関連して、職員の就業規則等が見当たらないことが指摘された。

#### （報告事項）

##### （1）代表理事及び業務執行理事（認証担当）の業務執行状況報告

議長より、事前配布の報告書に従い、代表理事の業務執行状況として理事会関係、社員総会、内閣府公益認定等委員会、認証事業関係、12月8日開催令和3年度認定制度委員連絡会、15周年記念誌の配布その他学会での講演や事務局での通常業務関連における対応状況に関する報告があった。

また、業務執行理事（認証担当理事）による認証事業の評価及び総括報告書作成、理事会への出席と発言等に関する報告があった。

さらに、1大学が来年1月末に新規認証申請を予定されていることの報告があった。

## 7. その他

議案の審議及び報告事項の報告の終了後に、議長よりさらにその他の意見を求めたところ以下の発言及び質疑応答があった。

○ クレジットカード取扱規程（案）を見ていて、本法人の就業規則が見当たらないので、調査して欲しい。

回答： 就業規則の名称に該当する規則は、調べた限り見当たらないが、さらに調査していくことにする。総務担当理事とともに、規程集も検討の上整理していくことにする。

○ G01 薬剤師研修センターのPECSに関して、令和3年9月2日の説明会の内容は撤回するとのことであるが、受講証明書の発行にかなりの労力があると聞いている。他のプロバイダー間は、単位シールの相互の受け入れで実施しているのかの情報があれば願います。

回答： G01の代表理事からの回答通りであり、受講証明書は、従来通りに受け入れていくことになるはずである。また、改めて変更届を提出することになっている。薬剤師研修センターの単位シールがインターネットで売買されていたことがあり、数年前に各研修プロバイダーに対して単位シールではなく受講証明書の提出が求められてきた経緯がある。本法人では、単位シールに加え、受講証明書も許可している。先日の認定制度委員連絡会でも受講証明書を研修センターがどう取り扱っているか不明であるとの意見があった。PECSは、薬剤師個人が登録していないと単位を出せないことになっている。

○ 他研修プロバイダーの登録と薬剤師個人の登録が必要となるのか。登録しなければ受講証明書は受け入れられない。

回答： 単位シールは、本来無条件で受け入れを承認すべきものである。薬剤師研修セ

ンターには、大多数の薬剤師が登録しており、各研修プロバイダーも受講する薬剤師が困らないように要望を受け入れ受講証明書を出すようにしている。しかし、発行手続きの手間と金銭的な問題が発生するので、研修プロバイダーや薬剤師にも負担となっている。単位シールも不正が起らないようにすべきであり、各研修プロバイダーはそのようにしている。

○ 関係している団体では、これまで無料で受講証明書を発行していたが、今後は発行料を請求するようになっている。来年4月1日以降はG01のPECSが稼働するが、他の研修プロバイダーからの受講証明者は受け入れるのか。

回答： 受講証明書を受け入れないと、本法人理事会に対する約束と違う。G01代表理事からの回答書は、許可を得て各研修プロバイダーにも通知している。薬剤師が利用しやすいように、負担がないような方向で進めてもらいたい。また、受講証明書は、FIPなど海外の学会への参加の際に発行されるので、それは各研修プロバイダーが受け入れるように要望している。

## 8. 閉会

以上の議事を終え、12時13分にZoomによるWeb会議を閉会した。

上記の決議を明確にするため、定款第31条第2項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

令和3年12月10日

代表理事 吉田 武美 印

監 事 三輪 亮寿 印

監 事 齊藤 勲 印